

再々公示：次の案件については、11月12日に公示、11月27日に再公示しましたが、応募がなかつたため再々公示いたします。

番 号：140958

国 名：インド

担当部署：南アジア部 南アジア第一課

案件名：デリー東部外環道路建設事業策定支援(ITS導入計画)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：ITS導入計画
- (2) 格 付：3号～5号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年1月下旬から2015年4月下旬まで
- (2) 業務M／M：国内 2. 25 M／M、現地 0. 47 M／M、合計 2. 72 M／M
- (3) 業務日数：準備期間 現地業務期間 整理期間
15日 14日 30日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月7日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)を
ご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	ITSに係る各種調査
対象国／類似地域	インド／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドの首都であり同国北部の交通の要衝であるデリー市においては、同市内を目的地としない多くの通過貨物交通需要があるが、同市を取り巻く環状道路が十分に整備されておらず、結果として多くの大型トラックを初めとする通過貨物交通が同市内に流入せざるを得ない状況になっている。

通過交通による同市内の交通混雑を防ぐために、経済活動が盛んな昼間時間帯（午前8時～午後9時）については、同市内を通過する貨物交通については同市内に流入できないように交通規制が敷かれている。しかし、環状道路の整備が進んでいないため、結果として交通規制時間外の夜間に、多くの通貨貨物交通が同市内に流入しており、騒音等の環境、交通安全問題が生じる形となっている。また、時間の制約から昼間の時間帯に同市を通過せざるを得ない通行貨物交通については、前述の交通規制により、同市郊外の代替経路を使用せざるを得ないが、代替経路の道路事情が劣悪のため、移動に時間がかかる、載せている貨物が破損すると言った問題が起きており、経済活動にも支障が出ている。

かかる状況を踏まえてインド政府は、デリー市郊外の外環道路の建設を計画しており、西半分の区間については既にPPPにより整備が開始されているが、東半分の区間（総延長135km）については日本の円借款を活用して整備したい旨の要請がインド政府よりあった。F/Sについてはインド側実施機関である道路交通省によって既に実施されているが、円借款の審査をするにあたり、環境社会配慮やITS（Intelligent Transport System（以降「ITS」と略す））機器構成といった内容に不備があること、技術面の適切性について検証が必要なことより、インド側F/Sをレビュー・補足するために日本人専門家を派遣するものである。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、有償資金協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員（環境社会配慮、道路設計レビュー）として派遣される他の業務従事者や機構職員等と協議・調整しつつ、ITS導入計画に係る円借款案件の審査関連資料作成のために必要な以下の調査を行う。デリー東部外環道路は、アクセスコントロールされた有料道路で計画されているため、その前提で機器を検討すること。なお、同F/SではITS導入の意向は示されているが、具体的な内容は決まっていないことを前提とした業務を行う必要がある。調査・計画対象区間は、デリー東部外環道路区間（総延長135km）とするが、デリー市周辺部の有料道路との規格の統一を考慮するために、周辺有料道路のITS機器導入実態についても情報収集するものとする。

具体的の担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年1月下旬～2月上旬）

- ①先方政府が実施したF/S報告書のうち、関係部分（道路設計、道路施設整備）を読み込み、本件道路計画でどういったITS機器が必要になるかを検討し、導入すべきITSの機器構成案を作成する。この段階では、ETC（Electric Toll Collection System）、VMS（Variable Message Sign）、CCTV（Closed Circuit Television）が必要といったレベルの構成案を想定しており、各機器の詳細スペックや数量の提示は求めない。
- ②インド側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ③必要に応じて本邦ITS機器メーカーにヒアリングを行い、本邦企業が比較優位を有するITS機器、規格について確認する。
- ④南アジア部担当者との打合せに参加する。
- ⑤担当分野に関連して追加的に発生する調査項目について、機構の指示に従って対応する。

（2）現地派遣期間（2015年2月中旬～2月下旬）

- ①上記（1）②の質問票について回収・整理・分析することとする。

- ②先方政府実施機関（NHAI : National Highway Authority of India）に対し、作成した機器構成案を提示し、議論の上で機器構成を決定する。先方実施機関は、必ずしもITSの知識に通じている訳でないため、各機器の機能等の初步的な知識からの説明も含めた、説明資料の作成を行うこと。
- ③デリー市周辺の有料道路におけるITS機器の導入実態について情報収集し、各機器で適用する規格設定等の参考材料とする。
- ④機器構成の決定を受けて、各機器で用いる規格及び必要となる数量を特定する。規格については、特にデリー周辺道路の既存のITS機器（有料道路の一部にETC等の施設が導入されている）との互換性確保の要否、本邦企業受注の有効活用について特に留意して特定するものとする。この時点で定める規格のレベル感としては、ETCであればDSRC (Dedicated Short Range Communication) やRFID (Radio Frequency Identification) といったレベル、交通感知システムはCCTVや音波感知器といったレベルを想定している。また、規格や数量の決定に際し、必要に応じてプロジェクトサイトの視察も行うものとする。
- ⑤先方C/P機関と協議を通じて、各ITS機器の規格と数量を特定する。
- ⑥必要に応じてJICAインド事務所と協議を行う。
- ⑦担当分野に関連して追加的に発生する調査項目について、機構の指示に従って対応する。

（3）帰国後整理期間（2015年3月上旬～4月下旬）

- ①現地派遣期間中に特定された、ITS機器の構成、規格、数量をもとに、各ITS機器の仕様を決定する。仕様決定にあたっては、本邦技術の有効活用に特に配慮すること。
- ②上記で定められた仕様をもとに、ITS機器導入に関する積算を行う。積算精度については、円借款の審査に利用可能な水準とする。
- ③上記の仕様及び積算結果をもとに、ITS導入計画報告書（案）をまとめる。
- ④南アジア部担当者等と、必要に応じて打合せする。
- ⑤担当分野に関連して追加的に発生する調査項目について、機構の指示に従って対応する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) ITS導入計画報告書（案）（和文）（英文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。
航空賃については、東京⇒デリー⇒東京（標準）を想定します。

- (2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構インド事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・車両関係費（デリーにおける車輌のみ）

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2015年1月4日～31日を予定しています。

原則として、本業務従事者が単独で現地調査を行います。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 環境社会配慮

イ) 道路設計レビュー

ウ) ITS導入計画

③便宜供与内容

当機構インド事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

初日のアポについては機構がアレンジします。二日目以降は、初日訪問時に、直接、先方政府C/P機関と調整ください。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

先方政府が実施したF/Sデータ・報告書について、契約締結後に提供します。

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。